

○国立大学法人金沢大学職員給与規程

(平成16年4月1日規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人金沢大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第33条の規定に基づき、国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に勤務する職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の給与については、それぞれ当該各号の規程に定める。

(1) 年俸制の適用を受ける教員のうち、平成31年3月31日以前に年俸制適用教員として学長が決定した者 国立大学法人金沢大学年俸制適用教員の給与等に関する規程

(2) 年俸制の適用を受ける教員(第1号及び第5号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、平成31年4月1日から令和4年5月31日までの間において、採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者並びに令和4年6月1日以降に採用され、学長が特に認めた者 国立大学法人金沢大学2号年俸制適用教員の給与等に関する規程

(3) 年俸制の適用を受ける職員(教員を除く。) 国立大学法人金沢大学年俸制適用職員の給与等に関する規程

(4) 専門業務職員 国立大学法人金沢大学専門業務職員の給与等に関する規程

(5) 年俸制の適用を受ける教員(第1号及び第2号に規定する年俸制の適用を受ける教員並びに特任教員を除く。)のうち、原則として、令和4年1月1日以降に国立大学法人金沢大学教育職員人事規程第8条の規定により学長の承認を得て令和4年4月1日以降に採用された者及びこの号に規定する年俸制の適用を受ける教員への切替を希望した者 国立大学法人金沢大学第3号年俸制適用教員の給与等に関する規程

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等の定めるところによる。

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 職員の本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬として、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

3 職員(就業規則第19条及び第19条の2に定める職員(以下「再雇用職員等」という。)及び外国人研究員を除く。)の諸手当は、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特別拠点手当、共同研究

業績手当，高度技術手当，医療体制支援手当，幼児教育体制支援手当，研究代表者等特別手当，クロスアポイントメント手当，ベースアップ評価料手当，時間外・休日労働手当，夜間勤務手当，オンコール手当，管理職特別勤務手当，本給の調整額，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，期末手当及び勤勉手当とする。

- 4 再雇用職員等の諸手当は，管理職手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，特別拠点手当，共同研究業績手当，研究代表者等特別手当，クロスアポイントメント手当，時間外・休日労働手当，夜間勤務手当，本給の調整額，期末手当及び勤勉手当とする。
- 5 外国人研究員の諸手当は，地域手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第4条 本給，扶養手当，管理職手当，地域手当，広域異動手当，住居手当，通勤手当，単身赴任手当，特殊勤務手当（資格取得手当，専門看護師手当，認定看護師手当及び手術部看護業務手当に限る。），特別拠点手当，共同研究業績手当，高度技術手当，医療体制支援手当，幼児教育体制支援手当，クロスアポイントメント手当，ベースアップ評価料手当，本給の調整額，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額は，その月の月額を原則として毎月17日（以下この項から第3項までにおいて「支給日」という。）に支給する。

- 2 特殊勤務手当（前項に掲げる特殊勤務手当を除く。），時間外・休日労働手当，夜間勤務手当，オンコール手当及び管理職特別勤務手当は，その月の分を原則として翌月の支給日に支給する。
- 3 支給日が日曜日に当たるときは，支給日の翌日（その日が休日（就業規則第50条第2号に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは，支給日の翌々日）に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に，支給日が休日に当たるときは，支給日の翌日に支給する。
- 4 期末手当及び勤勉手当は，6月30日及び12月10日（この項において「支給日」という。）に支給する。支給日が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。
- 5 研究代表者等特別手当は，12月10日（この項において「支給日」という。）に支給する。支給日が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

(本給表の種類及び適用範囲)

第5条 本給表の種類は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職本給表(別表第1(1))
 - イ 一般職本給表(一)
 - ロ 一般職本給表(二)
- (2) 教育職本給表(別表第1(2))
 - イ 教育職本給表(一)

- ロ 教育職本給表(二)
 - ハ 教育職本給表(三)
 - (3) 医療職本給表(別表第1(3))
 - イ 医療職本給表(一)
 - ロ 医療職本給表(二)
- 2 前項の本給表は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員に適用する。
- (1) 第1号イ 事務職員及び技術職員
 - (2) 第1号ロ 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手等(第6号及び第7号に掲げる者を除く。)の業務に従事する者
 - (3) 第2号イ 教授、准教授、講師、助教、助手及び外国人研究員
 - (4) 第2号ロ 人間社会学域学校教育学類(以下「学校教育学類」という。)附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭
 - (5) 第2号ハ 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭
 - (6) 第3号イ 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科技工士、救急救命士及びその他医療技術職員(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
 - (7) 第3号ロ 保健師、助産師、看護師及び准看護師(採用時にこれらの免許を取得するための国家試験に合格をしている者を含む。)
- 3 第1項の本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定める。
- 4 再雇用職員の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員の本給月額は、その者の受ける本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額に、その者の正規の勤務時間を同規則第46条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (初任給)
- 第6条 新たに職員となった者(以下「採用者」という。)の初任給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等を考慮し決定するものとする。
- 2 採用者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、別に定める在級期間表等に従い決定するものとする。
 - 3 前項により職務の級が決定された者の号給は、その決定された職務の級の号給が別表第2に掲げる初任給基準表に定められているときは当該号給を、当該職務の級の号給

が同表に定められていないときは別に定める号給を基礎に、職務経験等を考慮して決定する。

- 4 その他初任給に必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達したものは、その者の資格及び職責に応じて、1級上位に昇格することがある。ただし、育児支援等事務職員及び再雇用職員等を除く。

- 2 前項により職員を昇格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。
- 3 その他昇格に必要な事項は、別に定める。

(降格)

第8条 職員が就業規則第9条及び第9条の2の規定により降任した場合は、当該職員を下位の級に降格させることがある。

- 2 前項により職員を降格させた場合におけるその者の号給の決定については、別に定める。
- 3 その他降格に必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、昇給日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、教育職本給表(一)の適用を受ける者にあつては、原則として直近の教員評価結果に応じて行うものとし、昇給への反映等に関する必要な事項は国立大学法人金沢大学教員評価結果の昇給等への反映に関する規程に定める。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する職員の勤務成績により決定される昇給の区分に応じて別表第4に定める号給数とする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 4 その他昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給日)

第9条の2 前条に規定する昇給の日は、毎年1月1日とする。

(特別の場合の昇給)

第10条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に学長が必要と認める場合には、昇給させることがある。

- 2 その他この条に規定する昇給に必要な事項は、別に定める。

(特別の場合の昇給の時期)

第11条 前条に規定する昇給の時期は次の各号に定める日とする。

(1) 生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 職員が危篤又は著しい障害の状態となった日

(2) その他特に学長が必要と認める場合 その都度定める日
(扶養手当)

第 12 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（第 3 項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職本給表（一）の適用を受ける者でその職務の級が 9 級以上であるものに対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子(年齢に達する日とは、誕生日の前日をいう。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級の者にあつては、3,500 円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第 13 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別に定める職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定による管理職手当の月額は、別表第 5 に定める額とする。

3 その他管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(地域手当)

第 14 条 地域手当は、次の表に掲げる地域に勤務する職員に支給する。

支給地域	支給割合
石川県内	100 分の 3

東京都のうち特別区	100分の20
愛知県名古屋市	100分の14

- 2 地域手当の月額、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額の合計額(以下この条において「本給等の合計額」という。)に、前項の表に定める支給地域欄に掲げる区分に応じて、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 別に定める支給地域に在勤する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)が、その在勤する地域を異にして引き続き職員となった場合(当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合に限る。)において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動後の支給割合」という。)が当該異動の日の前日に在勤していた機関が定める支給割合(ただし、その支給割合が6月を超える期間受けていない場合にあつては、当該異動の前日から6月遡った日の前日までの間において受けていた最も低い支給割合をいい、当該地域に係る別に定める支給割合を超える場合は、別に定める支給割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合(異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間)、本給等の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に勤務する地域を異にして異動した場合及び当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた機関において当該機関への異動に伴う異動保障に係る地域手当の支給から3年を経過していないこととなる場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。
 - (1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に給与法第11条の3第3項の人事院規則で定める級地又は同条の人事院規則で定める割合の変更により当該異動の日の前日の異動前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。)
 - (2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
 - (3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 4 その他地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(広域異動手当)

第14条の2 職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき別に定める方法により算定した勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に勤務する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の調整額、扶養手当、管理職手当及び教職調整額の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に勤務していた勤務箇所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 公庫等職員から引き続き職員に採用され、第1項の規定による広域異動手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前3項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第 15 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)
 - (2) 第 17 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があるとして別に定めるもの。
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 その他住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第 16 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤

することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 前項第2号に掲げる職員にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額とする。ただし、平均1週当たりの勤務日数(日に満たない端数は切り捨てる。)が5日未満の職員にあつては、その額に1週当たりの勤務日数を5で除した割合を乗じて得た額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 32,300 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 35,500 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 38,700 円

(3) 前項第 3 号に掲げる職員にあつては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額の合計額(その額が 150,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第 1 号に定める額又は前号に定める額とする。

3 通勤手当は、前項の規定による額を支給単位期間の月数で除した額を 1 月毎に支給する。

4 この条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等
当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1 箇月

(3) 自動車等 1 箇月

5 その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第 17 条 勤務箇所を異にする異動(出向の場合を含む。)又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は在勤する勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して学長が指定する職員に限る。)その他権衡上必要があると認められるものとして学長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が 100 キロメートル以上であ

る職員にあつては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

距離区分	加算額
100 キロメートル以上 300 キロメートル未満	8,000 円
300 キロメートル以上 500 キロメートル未満	16,000 円
500 キロメートル以上 700 キロメートル未満	24,000 円
700 キロメートル以上 900 キロメートル未満	32,000 円
900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満	40,000 円
1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満	46,000 円
1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	52,000 円
1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	58,000 円
2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満	64,000 円
2,500 キロメートル以上	70,000 円

3 公庫等職員から引き続き職員に採用され、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(特別拠点手当)

第18条の2 金沢大学学則第14条第2項に定めるナノ生命科学研究所に所属(併任を含む。)する職員には、業務の国際性及び特殊性に鑑み、ナノ生命科学研究所長(以下この条において「所長」という。)の業績評価に基づき、特別拠点手当を支給することができるものとする。ただし、所長の業績評価は、外部評価委員会の評価を踏まえ、学長が行うものとする。

2 その他特別拠点手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(共同研究業績手当)

第 18 条の 3 共同研究業績手当は、金沢大学共同研究取扱規程第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき企業等が負担する共同研究を担当する教員の人件費の額の範囲内で、当該共同研究を担当する教員に支給することができるものとする。

2 その他共同研究業績手当に関し必要な事項は、別に定める。

(高度技術手当)

第 18 条の 4 高度技術手当は、高度な技術を有する者として、金沢大学総合技術部高度技術職員認定制度に関する規程第 4 条の規定によりエバンジェリスト、マイスター及び高度技術専門職員（以下「高度技術専門職員等」という。）に認定された技術職員に支給する。

2 高度技術手当の月額は、次の各号に定める額とする。

(1) エバンジェリスト及びマイスター 本給の月額に 100 分の 14 の割合を乗じて得た額

(2) 高度技術専門職員

ア 1 級 5,000 円

イ 2 級 3,000 円

ウ 3 級 1,000 円

3 高度技術手当は、高度技術専門職員等に認定された年度に限り支給する。

4 その他高度技術手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(医療体制支援手当)

第 18 条の 5 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、医療体制支援手当を支給する。

(1) 一般職本給表（一）適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者

(2) 医療職本給表（一）及び医療職本給表（二）適用職員

2 医療体制支援手当の額は、月額 8,000 円とする。

3 その他医療体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(幼児教育体制支援手当)

第 18 条の 6 学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表（三）適用職員に、当分の間、幼児教育体制支援手当を支給する。

2 幼児教育体制支援手当の額は、月額 9,000 円とする。

3 その他幼児教育体制支援手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者等特別手当)

第 18 条の 7 研究代表者等特別手当は、金沢大学における競争的研究費の直接経費から研究代表者 (PI) 等の人件費の支出により確保された財源にかかる取扱要項に基づき、研究代表者又は研究分担者である職員 (以下「PI 等」という。) が競争的研究費の直接経

費から人件費を支出し、インセンティブとして当該手当の支給を希望する場合に、当該PI等に対し支給する。

- 2 その他研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(クロスアポイントメント手当)

第18条の8 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人金沢大学クロスアポイントメントに関する規程に基づくクロスアポイントメント協定(以下「協定」という。)により、本学の身分を保有したまま本学以外の機関(以下「相手先機関」という。)の職員として雇用され、本学及び相手先機関の業務に従事する職員に支給できるものとする。

- 2 クロスアポイントメント手当の月額及び支給期間は、本学と相手先機関との協議により決定する。ただし、手当の支給総額は、協定期間において、前項に規定する職員がクロスアポイントメントの適用を受けずに当該相手先機関で採用されたと仮定した場合の給与額に相当する額に当該相手先機関における業務の割合を乗じて得た額と、当該職員の本学の給与額に当該割合を乗じて得た額との差額の範囲内とすることを原則とする。

- 3 クロスアポイントメント手当は、相手先機関がその必要経費及び支給に伴う事業主負担額を負担する場合に限り、本学から支給する。

- 4 クロスアポイントメント手当の支給に関し、前2項により難しい事情が生じた場合は、本学と相手先機関との協議により決定する。

(ベースアップ評価料手当)

第18条の9 附属病院に勤務する次の各号に掲げる職員に、当分の間、ベースアップ評価料手当を支給する。

(1) 一般職本給表(一)適用職員のうち、国立大学法人金沢大学職員任免規程別表に規定する医療ソーシャルワーカーの職にある者

(2) 医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)適用職員

- 2 ベースアップ評価料手当の額は、月額8,000円とする。

- 3 その他ベースアップ評価料手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外・休日労働手当)

第19条 就業規則第46条に規定する勤務時間(短時間再雇用職員、定年前再雇用短時間勤務職員及び就業規則第65条第2項に掲げる育児短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))にあつては当該職員の1週間当たりの勤務時間をいい、以下「正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125の支給割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜時間」という。))である場合は、100分の150の支給割合)を乗じて

得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず就業規則第50条に規定する休日(以下「休日」という。同規則第51条の規定により割り振られた休日及び同規則第52条第1項に規定する代休日を含む。)において、勤務することを命ぜられた職員には、その勤務(同規則第51条の規定により勤務を命じられた場合を除く。)した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の支給割合(その勤務が深夜時間である場合は、100分の160の支給割合)を乗じて得た額を支給する。ただし、第13条の規定を適用される職員には、その勤務が深夜時間である場合を除き支給しない。
- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間を超える勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分(以下「1日の所定労働時間数」という。)に達するまでの間、及びその勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が就業規則第46条に定める時間に達するまでの間の勤務に対しては、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100の支給割合(その勤務が深夜である場合は、100分の125の支給割合)を乗じて得た額を支給する。
- 4 前項までに規定する時間外・休日労働手当を支給する勤務の時間(前項に規定する100分の100の支給割合の対象となった勤務時間を除く。)が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項及び前項の支給割合に100分の25を加算した支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 5 その他時間外・休日労働手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 その他夜間勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当の月額、広域異動手当の月額、管理職手当の月額、初任給調整手当の月額、義務教育等教員特別手当の月額、特殊勤務手当(月額で支給されるものに限る。)の月額、特別拠点手当の月額、高度技術手当の月額、医療体制支援手当の月額、幼児教育体制支援手当の月額及びベースアップ評価料手当の月額の合計額を1月の平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第18条に規定する特殊勤務手当(ただし、別に定める手当に限る。)

を受ける勤務に従事した場合には、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を1日の平均所定労働時間数で除した額)を前項の規定による額に加算した額とする。

- 3 第1項の本給の月額とは、第24条の規定による本給の調整額及び第27条の規定による教職調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。
- 4 第1項の地域手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額をいい、広域異動手当の月額とは、同項の本給の月額に広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。
- 5 第1項の1月の平均所定労働時間数とは、4月1日から翌年3月31日までの現日数から、当該期間中における休日の日数を差し引いた日数に1日の所定労働時間数を乗じ、その時間数を12で除して得た時間数とし、1時間未満の端数を生じたときは、これを切捨てるものとする。

(オンコール手当)

第22条 オンコール手当は、附属病院に勤務する教育職本給表(一)適用職員、臨床工学技士及び診療放射線技師(以下この条において「医師等」という。)が、夜間又は休日若しくは就業規則別表第3第15号に掲げる夏季一斉休業が実施される日に救急患者等の診療のため、自宅等で待機を命ぜられた場合に支給する。

- 2 オンコール手当の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1) 教育職本給表(一)適用職員 待機1回につき15,000円
 - (2) 臨床工学技士及び診療放射線技師 待機1回につき1,500円(ただし、休日は1,000円)
- 3 オンコール手当には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、待機を命ぜられた医師等が救急患者等の診療業務に従事した場合、当該従事した時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、オンコール手当の額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。

(管理職特別勤務手当)

第23条 管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。

3 管理職特別勤務手当の額は、別表第5に掲げる職務区分に応じ、勤務1回につき次に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して、実働時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合

- イ I種適用職員 10,000円
- ロ II種適用職員 8,500円
- ハ III種適用職員 7,000円
- ニ IV種適用職員 6,000円
- ホ V種適用職員 5,000円
- へ VI種適用職員 4,500円
- ト VII種適用職員 4,000円

(2) 第2項に規定する場合

- イ I種適用職員 5,000円
- ロ II種適用職員 4,300円
- ハ III種適用職員 3,500円
- ニ IV種適用職員 3,000円
- ホ V種適用職員 2,500円
- へ VI種適用職員 2,000円
- ト VII種適用職員 1,500円

4 その他管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(本給の調整額)

第24条 本給の調整額は、別表第6(1)適用区分表(以下次項において「適用区分表」という。)に掲げる職員(その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。)に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第6(2)調整基本額表に掲げる調整基本額(その額が本給月額 100 分の 4.5 を超えるときは、本給月額 100 分の 4.5 に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額 100 分の 25 を超えるときは、本給月額 100 分の 25 に相当する額とする。

3 その他本給の調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる部局に所属する教育職本給表(一)の適用を受ける職員で、医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するものに医師免許又は歯科医師免許(以下「医師免許等」という。)取得後35年以内の期間支給する。

- (1) 医薬保健研究域
 - (2) 附属病院
 - (3) がん進展制御研究所
 - (4) 保健管理センター
 - (5) 疾患モデル総合研究センター(アイソトープ総合研究施設に限る。)
 - (6) 前号までに掲げる所属以外のうち学長が特に認めた場合
- 2 初任給調整手当の月額は、医師免許又は歯科医師免許取得後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。ただし、年数の算定については、医師免許等を取得した年を1年目とし、その年の4月1日から起算する。
 - 3 初任給調整手当は、第37条の規定により給与が減額される場合でも減額されない。
(義務教育等教員特別手当)

第26条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、その者の属する本給表、職務の級及び号給の別に応じて、別表第8に掲げる額とする。ただし、前項に規定する職員のうち幼稚園に勤務する者にあつては、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第8に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。
(教職調整額)

第27条 学校教育学類附属の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額は、教育職本給表(二)又は教育職本給表(三)の適用を受ける者のうちその属する職務の級がその本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額を支給する。
- 3 この条による手当は、職員の給与が第37条の規定及びその他の規程により減額される場合においても減額されないものとする。
- 4 教職調整額には、第19条に規定する時間外・休日労働手当を含むものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、教職調整額の支給を受ける者が、正規の勤務時間を超えて勤務した場合、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間により算出した時間外・休日労働手当に相当する額が、教職調整額の支給額を超えるときは、その超えた額を時間外・休日労働手当として支給する。
- 6 その他教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第28条及び第29条 削除

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員(第3項に規定する職員を除く。)に対して、それぞれ第4条第2項に定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給、本給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(別表第9(1)に定める職員にあつては、本給、本給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあつては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「期末手当基礎額」という。)を基礎として、次表に定める職員区分ごとの期別支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第9(3)に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

基準日	職員区分ごとの期別支給割合		
	一般の職員	特定幹部職員	再雇用職員等
6月1日	100分の126.25	100分の106.25	100分の71.25
12月1日	100分の126.25	100分の106.25	100分の71.25

*特定幹部職員とは、一般職本給表(一)7級以上、教育職本給表(一)5級及び医療職本給表(二)6級以上で、管理職手当支給細則第2条に規定する職務区分のI種の職員をいう。

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 就業規則第12条第1項第1号、第3号から第7号、第9号及び第10号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員

ロ 就業規則第12条第1項第2号の規定により休職にされている職員

ハ 就業規則第12条第1項第8号に規定に該当して休職されている職員

ニ 就業規則第65条により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(年次休暇、特別休暇、病気休暇、業務上傷病休職等は含む。)がない職員

ホ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当し、出勤停止にされている職員

ヘ 就業規則第66条の2の規定により休業している職員

- (2) 基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
 - ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。))の適用を受ける職員に限る。)となった者
 - ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国家公務員(ロに掲げる者を除く。)又は他の法人等の職員となった者(本学の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等に限る。)
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第20条の規定により解雇された場合(同条第1号に該当して解雇された職員を除く。)
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、就業規則第72条の規定により懲戒解雇された場合
 - (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(第1号及び第2号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (4) 第5項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。
- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第7項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する国民

の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、第8項の処分説明書を受領した日の翌日以降、一時差止処分後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 学長は、一時差止処分を行う場合に、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 9 その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第20条の規定により解雇(以下この条において「解雇」という。)され、又は死亡した職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において受けるべき本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額(別表第9(1)に定める職員にあっては、本給、本給の調整額及び教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表の職員の区分に対応する加算割合を乗じて得た額(別表第9(2)に定める職員にあっては、その額に本給に同表の職務の区分に対応する加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、別表第10(1)に定める勤務成績に応じた成績率を乗じた額に基準日以前6箇月以内の期間における

その者の在職区分に応じて別表第 10(2)に定める勤務期間別支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定による勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額が当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 第 31 条第 1 項に規定する職員のうち再雇用職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 106.25(前条に規定する特定幹部職員(以下同じ。))にあつては、100 分の 126.25)を乗じて得た額の総額
 - (2) 再雇用職員等 当該再雇用職員等の勤勉手当基礎額に 100 分の 51.25 を乗じて得た額の総額
- 4 職員が次の各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
 - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 就業規則第 12 条に該当する職員(就業規則第 12 条第 1 項第 1 号のうち業務上の事由に起因する場合及び就業規則第 12 条第 1 項第 3 号に該当する者を除く。)
 - ロ 就業規則第 65 条に該当する職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - ハ 就業規則第 72 条第 2 項第 3 号に該当する職員
 - ニ 就業規則第 66 条の 2 の規定に該当する職員
 - (2) 基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
 - イ その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号のいずれかに該当する職員であった者
 - ロ 第 30 条第 3 項第 2 号ロ及びハに掲げる者
- 5 前条第 4 項から第 8 項までの規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第 32 条 削除

(休職者の給与)

- 第 33 条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により就業規則第 12 条第 1 項第 1 号により、長期休養を要する場合に該当して休職した場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、補償法の定めるところに従い、休業補償給付又は傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職した場合には、その休職期間は給与を支給しない。
 - 3 前項の定めにかかわらず、休職期間中の 1 年以内(就業規則第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において 1 年以内)の期

間に限り、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額及び期末手当の100分の80以内を支給することができる。ただし、国家公務員共済組合法（昭和33年5月1日法律第128号）第66条に定める傷病手当金又は文部科学省共済組合定款第24条に定める傷病手当附加金の支給がある間は、支給しない。

- 4 職員が就業規則第12条第1項第2号による刑事事件に関し起訴され休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 就業規則第12条第1項第3号に規定する期間については、その休職期間中、給与の全額を支給する。
- 6 就業規則第12条第1項第4号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 就業規則第12条第1項第5号又は第9号により休職した場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、第9号の規定に該当して休職した場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100以内を支給する。
- 8 就業規則第12条第1項第6号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 9 就業規則第12条第1項第8号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 10 職員が休職(前9項の休職を除く。)を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、学長が定める。
- 11 第3項、第4項及び第7項の規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 12 第2項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第30条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、同条各項の期末手当を支給する。ただし、第30条第3項第2号ロ及びハに掲げる職員には、支給しない。

(国際機関等への派遣職員の給与)

第34条 就業規則第12条第1項第7号に規定する職員(以下「派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当(以下「本給等」という。)のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと学長が認めるときは、次の各号に掲げるとおり支給する。

- (1) 派遣期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における職員の本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の月額の合計額(以下「職員としての給与」という。)に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)との合計額(以下「報酬等の月額」

という。)が、職員としての給与と在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額(派遣先機関から住居が無料で貸与されないときは、当該合計額に在外公館に勤務する外務公務員に支給される住居手当の月額を加えた額)との合計額(以下「基準月額」という。)を下回る場合には、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合に応じ、次の表に定める支給割合とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5から100分の9まで	100分の75
100分の10から100分の14まで	100分の80
100分の15から100分の19まで	100分の85
100分の20から100分の24まで	100分の90
100分の25から100分の29まで	100分の95
100分の30以上	100分の100

(2) 前号において、在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当の月額とは、当該職員が在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づき支給されることとなるこれらの給与の額をいう。なお、算出に当たっては、在勤基本手当の号の適用に関する規則(昭和62年外務省令第6号)の別表を次の表のとおり読み替えて適用するものとする。

号	一般職(一)	教育職(一)	教育職(二) 教育職(三)	医療職(一)	医療職(二)
1号	9級以上	5級以上	4級以上	8級以上	6—9以上
2号	7級以上	4級以上	3級以上	7級以上 6級以上	6級以上
3号	6級以上			5級以上	5級以上
4号	5級以上		2—49以上		
5号	4級以上	3級以上	2—41以上	4級以上	4-5以上
6号	3級以上	2—13以上	2—25以上	3級以上	4級以上 3—5以上
7号	2級以上	2級以上	2—9以上	2—9以上	3級以上 2—21以上
8号	1級以上		2級以上	2級以上	2級以上

注) 教育職(一)2—13以上とは、2級13号給以上ということを表す。

(3) 第1号の適用に当たって、給与の額が外国通貨をもって定められている場合には本邦通貨に換算するものとし、この場合における換算は、当該職員の派遣の日の前

日の為替相場によるものとする。ただし、第1号に掲げる支給割合の区分に影響のない場合は、7日前程度までの相場とすることがある。

- (4) 派遣の期間を更新される職員の更新の日以後の給与の支給割合は、当該更新の日を派遣の日とみなし、前号により再決定するものとする。
 - (5) 第1号又は前号により決定された支給割合は、当該期間中は変更しないものとする。ただし、特別の事情により変更する必要があると学長が認めるときは、この限りではない。
- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると学長が認めるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該職員に本給等のそれぞれ100分の70以内を支給すること又は給与を支給しないことがある。
 - 3 派遣職員(前項に規定する職員を除く。)の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当である(第1項の規定による給与を支給することが当該職員の派遣に著しく支障を生ずると認められる場合)ときは、第1項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
 - 4 派遣期間中の給与の支払は、あらかじめ職員の指定する者(職員の収入により生計を維持する者、親族等をいう。)に対して支払うことがある。
 - 5 第1項及び前項についての申請をする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとし、必要に応じ関係資料を添付するものとする。
 - イ 派遣職員の職種、氏名、職務の級及び号給並びに扶養親族の数及び続柄等
 - ロ 派遣先の機関の名称及び所在地
 - ハ 派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額(月額によらない場合は、月額に換算したもの)
 - ニ 希望する給与の支給率及び申請の理由
 - ホ その他参考となる事項(独立行政法人国際協力機構(JICA)を経由する場合には、その旨を明記すること。)
 - ヘ 給与の支払をあらかじめ職員の指定する者に行う旨の書面による届出
(育児休業等の給与)

第35条 就業規則第65条の規定により育児休業をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤労手当については第30条及び第31条の規定による。
- (2) 職員が就業規則第65条の規定により部分休業(以下「育児部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、第37条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 就業規則第 65 条第 2 項に掲げる育児短時間勤務職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本給月額、その者の受ける本給表の級及び号給に応じた額に、その者の正規の勤務時間を同規則第 46 条に規定する勤務時間で除して得た数(次の号において「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(2) 第 13 条(管理職手当)、第 18 条の 4(高度技術手当)、第 24 条(本給の調整額)、第 25 条(初任給調整手当)、の額は、それぞれの規定により得られる額に算出率を乗じて得た額とする。

(3) 第 30 条第 2 項の期末手当基礎額は、前 2 号を適用しないものとして得られる額とする。

(4) 第 31 条第 2 項の勤勉手当基礎額は、第 1 号及び第 2 号を適用しないものとして得られる額とする。

3 その他育児休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等の給与)

第 36 条 就業規則第 66 条の規定により介護休業をする職員の給与については、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、介護休業をしている期間給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については第 30 条及び第 31 条の規定による。

2 職員が就業規則第 66 条の規定により部分休業(以下「介護部分休業」という。)の申出を行って勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 その他介護休業等の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第 37 条 職員が勤務しないときは、休暇による場合及びその他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第 21 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項及び第 35 条第 1 項第 2 号並びに前条により給与を減額する場合の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の時間数の合計とする。なお、合計時間数に 1 時間未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てる。

(本給の半減)

第 37 条の 2 前条の規定にかかわらず、職員が傷病のため療養する必要があり、当該病気休暇等(就業規則第 61 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事由による病気休暇を除く。以下同じ。)の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日(1 日の勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次頁において同じ。)につき、本給の半額を減ずる。

- 2 傷病が治癒し、同一傷病以外の病気休暇等が引き続いている場合（就業規則第 61 条第 4 項から第 8 項に規定する同一傷病における通算期間について準用する。）においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して 90 日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本給の半額を減ずる。
- 3 前 2 項の規定により、本給の半額が減ぜられた場合における地域手当，広域異動手当，期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は，当該半減後の額とする。

（日割計算）

第 38 条 新たに職員となった者には，その日から本給を支給し，昇格等により，本給に異動を生じた者には，その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し，又は解雇された場合には，その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には，その月までの本給を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により，本給を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その本給月額を，その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前 4 項の規定は，本給の調整額，管理職手当，地域手当，広域異動手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，教職調整額，特別拠点手当，高度技術手当，医療体制支援手当，幼児教育体制支援手当及びベースアップ評価料手当の支給について準用する。

（端数計算）

第 39 条 第 19 条及び第 20 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外・休日労働手当又は夜間勤務手当並びに第 35 条から第 37 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において，その額に 50 銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは，これを 1 円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第 40 条 この規程により計算した確定金額に 1 円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

（給与の支払）

第 41 条 職員の給与は，その全額を現金で，直接職員に支払うものとする。ただし，法令又は労働基準法第 24 条に基づく協定により職員の給与から控除すべき金額がある場合には，その職員に支払うべき給与の金額から，その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には，その方法によって支払う。
- 3 その他給与の支払に関し必要な事項は，別に定める。

（実施に関し必要な事項）

第 42 条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(この規程により難い場合の措置)

第 43 条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることがある。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 国立大学法人金沢大学職員就業規則の一部を改正する規則(平成 16 年規則第 11 号。以下「改正後の就業規則」という。)附則第 2 項の規定により、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、次のとおり寒冷地手当を支給する。

(1) 寒冷地手当は、次の表に掲げる各年度の基準日(改正後の就業規則附則第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。)における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。ただし、世帯等の区分に変更が生じたときは、平成 16 年 12 月 2 日(以下「旧基準日」という。)以降(改正後の就業規則附則第 3 項の適用を受けた者にあつては、平成 17 年 2 月 28 日以降)に支給された寒冷地手当の額のうち最も低い額の世帯等の区分と変更後の世帯等の区分とを当該変更後の基準日に適用した場合における支給額を比較して低い額の世帯等の区分とする。

年度	世帯等の区分			
	世帯主である職員			その他の職員
	扶養親族が 3 人以上ある職員	扶養親族が 1 人又は 2 人ある職員	扶養親族のない職員	
平成 16 年度	19,560 円	16,300 円	9,820 円	6,840 円
平成 17 年度	19,560 円	16,300 円	9,820 円	6,840 円
平成 18 年度	11,560 円	8,300 円	1,820 円	0 円
平成 19 年度	5,560 円	2,300 円	0 円	0 円

(注)

イ 「職員」とは、改正後の就業規則附則第 2 項に該当する職員(以下「経過措置対象職員」という。)をいう。

- ロ 「扶養親族」とは、第12条に規定する扶養親族であつて、かつ、同条の規定による届出がなされているものをいう。
 - ハ 扶養親族のある世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有するものをいう。
 - ニ 扶養親族のない世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、上記ロの扶養親族を有しないが、居住のため、1世帯を構えているもの又は下宿、寮等の1部屋を専用しているものをいう。
- (2) 経過措置対象職員が基準日において次のいずれかに該当するときは、前号本文の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。
- イ 月の初日から末日まで本邦外にある者(前号の表に掲げる世帯等の区分において、基準日に「扶養親族が3人以上ある職員」又は「扶養親族が1人又は2人ある職員」に該当する世帯主で当該扶養親族が本邦に居住するものを除く。)
 - ロ 本邦外から本邦に帰還後身分保留期間中の職員
 - ハ 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
 - ニ 就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員
 - ホ 就業規則第65条の規定により休業している職員
 - へ 就業規則第72条第1項各号のいずれかに該当して出勤停止にされている職員
 - ト 教育職員人事規程第15条第1項の規定により休業している職員
- (3) 基準日に次に掲げる職員には、経過措置対象職員に準じて、それぞれ次に掲げる寒冷地手当額を支給する。
- イ 旧基準日以降、交流職員等から引き続き職員に採用された者のうち、採用直前の機関において改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の適用を受ける地域又は官署(以下「旧寒冷地」という。)に在勤していた者で一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号。以下「改正後の給与法等」という。)附則第9項及びそれに相当する規程等の経過措置対象職員となっていた者(次に掲げる1)及び2)で算出される寒冷地手当額を比較して最も少なくなる寒冷地手当の額
 - 1) 職員が基準日において、旧基準日以降在勤したことがある旧寒冷地のうち、旧寒冷地における改正後の給与法等附則第9項から第16項までに規定する経過措置を適用したとしたならば算出される最も少なくなる額
 - 2) 第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、旧基準日以降在勤したことがある旧寒冷地で支給されたその者の寒冷地手当の額の最も低い額の世帯等の区分とする。)
 - ロ 旧基準日の前日に国立大学法人金沢大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)第2条に規定する日日雇用職員、医員及び医員(研修医)として在

職し、旧基準日以降、引き続き職員に採用された者(3月30日に任期満了により退職し、同年4月1日に採用となった者を含む。)第1号の規定により算出される額(世帯等の区分は、扶養親族のない世帯主又はその他の職員に限る。)

(4) 就業規則第12条第1項第1号及び第3号から第10号までの規定に該当して休職にされている経過措置対象職員のうち、給与の支給を受けている者の寒冷地手当の額は、第1号の規定による額にその者の本給の支給について用いられた割合を乗じて得た額とする。

(5) 経過措置対象職員が、次に掲げる場合に該当するときは、当該経過措置対象職員の寒冷地手当の額は、第1号に定める額を基準日のある月の現日数から就業規則第47条に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

イ 基準日において第2号(イ)から(ト)までに掲げる職員(以下「支給対象外職員」という。)又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員となった場合

ロ 基準日において支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれかに該当する者が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、支給対象外職員又は前号に該当する職員のいずれにも該当しない職員となった場合

ハ 基準日において前号に該当する職員が、当該基準日の属する月の末日までの間に支給対象外職員となった場合

ニ 基準日において前号に該当する職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、その者の本給の支給について用いられた割合が変更された場合

3 前項の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員が、基準日の属する月に第19条又は第20条による時間外・休日労働又は夜間勤務を行ったときは、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該寒冷地手当の支給月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52時間を乗じたもので除して得た額を加算して、第19条又は第20条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

改正 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- 2 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号給の切替え)
- 3 切替日の前日において別表第 1 の各本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、別に定める場合を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(別の定める職員にあっては、別に定める期間)に応じて、別に定める号給とする。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額切替え)
- 4 切替日の前日において別表第 1 の各本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、別に定める。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 6 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員(切替日以降に初任給異動をした職員及び再雇用職員となった者を除く。)には、平成 21 年 11 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
(前項の権衡職員)
- 7 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、本給を支給する。
(本給の切替えに伴う経過措置による読み替え)

- 9 前条の規定による本給を支給される職員に関する第24条(本給の調整額)第2項、第26条(義務教育等教員特別手当)第2項及び第27条(教職調整額)第2項の適用については、各項中「本給月額」とあるのは、「本給月額と平成18年4月1日施行附則第6項から第8項までの規定による本給の額との合計額」とする。
(平成22年3月31日までの間における昇給の号給数)
- 10 規程第9条に規定する昇給の号給数は、別表第4にかかわらず、平成19年1月1日から平成22年1月1日までにあつては、附則別表第2に掲げる号給数とする。
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 11 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第7条又は第8条の規定を適用する。
(平成19年3月31日までの間における地域手当の支給割合)
- 12 平成19年3月31日までの間における第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100分の3」とあるのは、「100分の1」、「100分の18」とあるのは「100分の13」とする。
(地域手当に関する経過措置)
- 13 この規定の施行の際現に異動に係る改正前の第14条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規定による改正前の第14条第1項に定める支給地域に在勤する者が第14条第4項に規定する異動をした場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第14条の規定の適用については、異動前の支給割合は調整手当の支給割合とする。

附則別表第1(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	10級	

一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2(附則第10項関係)

昇給区分		A	B	C	D	E
平成20年1月から平成22年1月まで	特定職員(55歳未満の者)	7	5	2	1	0
	一般職員(特定職員以外の職員で55歳未満の者)	7	5	3	1	0
	55歳以上の職員(一般職(二)本給表適用職員にあつては57歳以上)	3	2	1	0	0
平成19年1月	特定職員	5	3	1	0	0
	特定職員の55歳以上	2	1	0	0	0
		特に良好	良好	良好であると認められない		
	一般職員	5	2	1又は0		
	一般職員の55歳(一般職(二)は57歳)以上	2	0	0		

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(管理職手当に関する経過措置)
- 施行日前から引続き施行日以後同一の職務区分による改正後の第13条の規定による管理職手当を受けることとなる職員のうち、この規程による改正後の管理職手当の額が施行日の前日に受けている額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と施行日の前日に受けている額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
 - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 前項の規定は、交流職員等から引き続き職員となった場合で本学と同様の手当を受けていた者について、本学の職員との均衡上必要があると認められる場合に準用する。
(平成20年3月31日までの間における地域手当の支給割合)

- 4 平成 20 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」に、「100 分の 18」とあるのは「100 分の 14.5」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 5 平成 20 年 3 月 31 日までの間については、給与規程第 14 条の 2 第 1 項第 1 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第 2 号中「100 分の 3」とあるのは「100 分の 2」とする。
- 6 第 14 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施行日の前日までの間に職員がその勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」とする。
- 7 施行日前から在職する助手のうち、施行日前に第 24 条の規定による大学院研究科に在学する学生の指導(以下この項で「学生の指導」という。)に常時従事することによる本給の調整額を受けていたことのある者で、施行日以後学生の指導に常時従事するものについては、学生の指導を行う助教に準じて本給の調整額を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 19 年 12 月 1 日前に退職した者(同日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を除く。)を除く。
(平成 19 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 19 年 12 月期の勤勉手当は、改正後の規定にかかわらず、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 77.5」に、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 97.5」に、別表第 10(1)アを次の表に読み替えて適用する。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	131.5%	105.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	113%	87.5%
勤務成績が良好な職員	94.5%	74.5%

就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	86%	66%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	56%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	51%	46%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	36%

附 則

- この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 平成 21 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 16」とする。

附 則

- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 22 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給割合)
- 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 14 条第 1 項に規定する地域手当の適用については、支給割合欄中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 17」とする。

附 則

- この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 平成 21 年 6 月に支給する期末手当の期別支給割合は、第 30 条第 2 項表中

6 月 1 日	100 分の 140	100 分の 120	100 分の 75
---------	------------	------------	-----------

を

6 月 1 日	100 分の 125	100 分の 110	100 分の 70
---------	------------	------------	-----------

とする。

- 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の総額は、第 31 条第 3 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。
- 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)成績率を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 1	116%	97%

00%未満の者を除く。)		
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	99%	79.5%
勤務成績が良好な職員	82%	67%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	76%	61%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	63.5%	52%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	45.5%	43%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	27.5%	33.5%

イ 再雇用職員

区分	割合			
	特定幹部職員		その他の職員	
	6月期	12月期	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	45%	55%	35%	45%
勤務成績が良好な職員	40%	50%	30%	40%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36%	45%	28%	37.5%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	31%	40%	25.5%	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による減給処分を受けた職員	22%	30%	21.5%	30%
就業規則第72条第2項第1号の規定による出勤停止処分を受けた職員	13.5%	20%	17%	25%

附 則

改正 平成24年7月1日規程第1816号

(施行期日)

- この規程は、平成21年12月1日(以下「切替日」という。)から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が、平成18年改正規程第618号第6項の規定による額に100分の99.76を乗じて

得られる額に達しないこととなる者には、平成 22 年 11 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

(管理職手当に関する経過措置について)

- 3 平成 19 年 3 月 31 日前から引き続き同一の職務区分の管理職手当を受ける職員で、その者の受ける管理職手当額が、平成 19 年改正規程第 844 号第 2 項の規定による額に 100 分の 99.76 を乗じて得られる額に達しないこととなる者には、管理職手当の額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。

(平成 21 年 12 月期の期末手当の取扱いについて)

- 4 平成 21 年 12 月期の期末手当の取扱いについては、第 30 条第 2 項表中「100 分の 130」とあるのは、「100 分の 125」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 80」とする。

(平成 21 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 5 平成 21 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 95」とする。

- 6 平成 21 年 12 月に支給する再雇用職員以外の職員の勤勉手当の成績率は、別表第 10(1)アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が 100%未満の者を除く。)	129%	97%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務時間の期間率が 100%未満の者を除く。)	110.5%	79.5%
勤務成績が良好な職員	92%	67%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	85%	61%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	71%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による減給処分を受けた職員	51%	43%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31%	33.5%

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 1788 号 平成 24 年 7 月 1 日規程第 1816 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 1(2)イ教育職本給表(一)その 2 及び別表第 5 については、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 24 年 6 月 30 日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において現行の国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程附則第 2 項に掲げる職員であつた者((2)において「平成 21 年度減額改定対象職員」という。) 100 分の 99.59
 - (2) 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員 100 分の 99.83
- 3 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)の給与等の支給に対する本給の額は、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該特定職員の本給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項によって得られる本給月額)に 100 分の 98.5 を乗じて得られる額とする。

本給表	職務の級
一般職(一)	6 級
教育職(一)	5 級
教育職(二)	4 級
教育職(三)	4 級
医療職(一)	6 級
医療職(二)	6 級

- 4 前項に該当することとなる特定職員に対する管理職手当の額は、別表第 5 に定める額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。

- 5 第3項の規定が適用される間、第31条第3項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で前項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125(特定管理職員にあっては、100分の1.3125)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(平成22年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 7 平成22年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の137.5」とあるのは、「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」とする。
(平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 8 平成22年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とし、附則第5項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」とする。
- 9 平成22年12月に支給する勤勉手当の成績率は、別表第10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	115%	90%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	98.5%	73.5%
勤務成績が良好な職員	82%	62%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	75%	56%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	63%	48%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	45%	40%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	28%	31%

イ 再雇用職員

区分	割合	
	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	40%	35%
勤務成績が良好な職員	35%	30%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	32.5%	28%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	25.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	21.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	15%	17%

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 10 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 平成18年3月31日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しな

いこととなるものには、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年規程第1480号)附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額を本給として支給する。

(1) 平成21年12月1日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第1370号)附則第2項に掲げる職員であった者 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(端数計算)

3 前項の規定により本給月額の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年7月1日における号給の調整)

4 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第9条の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下この項、次項及び第6項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年7月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(同日において30歳に満たない職員のうち、職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成25年4月1日における号給の調整)

5 平成25年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

(平成26年4月1日における号給の調整)

6 平成26年4月1日において第2項の規定による本給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年7月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあっては、2号給)上位の号給とする。

- 7 就業規則第 65 条第 2 項に掲げる育児短時間勤務職員に対する前 3 項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額を、当該号給に応じた額に、第 35 条第 2 項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。
(委任)
- 8 前項までに定めるもののほか、前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(本給に関する経過措置について)
- 2 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の本給月額が、同日において受けていた本給月額(平成 21 年 12 月 1 日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、本給月額のほか、平成 26 年 3 月 31 日におけるその差額に相当する額の 2 分の 1 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 22 年規程第 1480 号)附則第 3 項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額を本給として支給する。
 - (1) 平成 21 年 12 月 1 日において国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成 21 年規程第 1370 号)附則第 2 項に掲げる職員であつた者 100 分の 99.1
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 26 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 82.5」と、「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 102.5」とする。
- 3 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	139.5%	114.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	119.5%	94%
勤務成績が良好な職員	99.5%	79.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	91%	72%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	75%	61.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	53.5%	50.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	31.5%	39%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	43.5%
勤務成績が良好な職員	37.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	34.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	31.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	26.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20.5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 2

6年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成27年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。
（本給の切替えに伴う経過措置について）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの（別に定める者を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。ただし、国立大学法人金沢大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第1480号）附則第3項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該本給に100分の98.5を乗じて得た額とする。
（前項の権衡職員）
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 4 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
（本給の切替えに伴う経過措置による読み替え）
- 5 前3項の規定による本給を支給される職員に関する第27条第2項及び第35条第2項の適用については、「本給月額」とあるのは、「本給月額と前3項の規定による本給の額との合計額」とする。
（平成28年3月31日までの間における地域手当の支給割合）
- 6 平成28年3月31日までの間については、第14条第1項に規定する地域手当の適用については、支給割合中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」と、「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

(広域異動手当に関する特例)

- 7 切替日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第 14 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 8 切替日前に職員がその勤務する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の勤務する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域移動手当の支給に関する第 14 条の 2 第 1 項第 1 号の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

(単身赴任手当の経過措置)

- 9 平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、第 17 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 27 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 27 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 80」とあるのは、「100 分の 85」と、「100 分の 100」とあるのは、「100 分の 105」とする。
- 3 平成 27 年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	143%	118%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	122.5%	97%
勤務成績が良好な職員	102%	82%
就業規則第 73 条の規定による訓告 又は嚴重注意を受けた職員	93.5%	74%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定 による譴責処分を受けた職員	77%	63.5%

就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	54.5%	52%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	32.5%	40.5%

イ 再雇用職員

区 分	割合
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	46.5%
勤務成績が良好な職員	40%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	36.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	33.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	28%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 27 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、平成 28 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
(本給の調整額に関する経過措置について)
- 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間における本給の調整額については、別表 6(1)の職員区分⑧の調整数欄中「1」とあるのは「2」と、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間においては「1.75」と、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間においては「1.5」とする。
(義務教育等教員特別手当に関する経過措置について)

3 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	3,900	5,000	10,100	13,500
5～8	4,100	5,200	10,400	13,800
9～12	4,200	5,500	10,700	14,100
13～16	4,400	5,800	11,100	14,400
17～20	4,700	6,000	11,400	14,800
21～24	4,900	6,200	11,700	15,100
25～28	5,100	6,600	11,900	15,300
29～32	5,400	7,100	12,200	15,500
33～36	5,600	7,400	12,600	15,800
37～40	5,800	7,700	12,900	15,900
41～44	6,100	8,300	13,200	
45～48	6,300	8,600	13,500	
49～52	6,600	8,900	13,700	
53～56	6,800	9,600	14,000	
57～60	7,000	9,900	14,200	
61～64	7,200	10,200	14,400	
65～68	7,400	10,500	14,600	
69～72	7,700	10,800	14,800	
73～76	7,900	11,100	14,900	
77～80	8,100	11,400	15,100	
81～84	8,200	11,600		
85～88	8,400	11,800		
89～92	8,500	12,200		
93～96	8,700	12,400		
97～100	8,800	12,600		
101～104	9,000	12,900		
105～108	9,100	13,100		
109～112	9,200	13,300		
113～116	9,200	13,400		
117～120	9,400	13,600		
121～124	9,500	13,700		
125～128	9,600	13,900		

129～132	9,700	14,000		
133～136	9,800	14,100		
137～140	9,900	14,100		
141～144	9,900	14,100		
145～148	10,100	14,100		
149～152	10,200			
153	10,300			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	3,900	4,200	8,400	13,500
5～8	4,100	4,500	8,800	13,800
9～12	4,200	4,700	9,100	14,100
13～16	4,400	5,000	9,800	14,400
17～20	4,700	5,200	10,100	14,800
21～24	4,900	5,500	10,400	15,100
25～28	5,100	5,800	10,700	15,300
29～32	5,400	6,000	11,100	15,500
33～36	5,600	6,200	11,400	15,800
37～40	5,800	6,600	11,700	15,900
41～44	6,100	7,100	11,900	
45～48	6,300	7,400	12,200	
49～52	6,600	7,700	12,600	
53～56	6,800	8,300	12,900	
57～60	7,000	8,600	13,200	
61～64	7,200	8,900	13,500	
65～68	7,400	9,600	13,700	
69～72	7,700	9,900	14,000	
73～76	7,900	10,200	14,200	
77～80	8,100	10,500	14,400	
81～84	8,200	10,800	14,600	
85～88	8,400	11,100	14,800	
89～92	8,500	11,400	14,900	
93～96	8,700	11,600	15,100	
97～100	8,800	11,800		
101～104	9,000	12,200		
105～108	9,100	12,400		

109～112	9,200	12,600		
113～116	9,200	12,900		
117～120	9,400	13,100		
121～124	9,500	13,300		
125～128	9,600	13,400		
129～132		13,600		
133～136		13,700		
137～140		13,900		
141～144		14,000		
145～157		14,100		

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に支給する義務教育等教員特別手当については、別表第8を次の表とする。

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	2,900	3,600	7,400	9,900
5～8	3,000	3,800	7,600	10,100
9～12	3,100	4,100	7,900	10,400
13～16	3,200	4,200	8,100	10,600
17～20	3,400	4,400	8,300	10,800
21～24	3,600	4,600	8,600	11,000
25～28	3,800	4,800	8,700	11,200
29～32	3,900	5,100	9,000	11,300
33～36	4,100	5,400	9,200	11,500
37～40	4,300	5,600	9,400	11,700
41～44	4,500	6,000	9,700	
45～48	4,600	6,300	9,900	
49～52	4,800	6,500	10,100	
53～56	4,900	6,900	10,200	
57～60	5,100	7,200	10,400	
61～64	5,300	7,500	10,600	
65～68	5,400	7,700	10,700	
69～72	5,600	7,900	10,800	
73～76	5,700	8,100	10,900	
77～80	5,900	8,300	11,100	
81～84	6,000	8,500		
85～88	6,100	8,700		

89～92	6,300	8,900		
93～96	6,400	9,100		
97～100	6,500	9,300		
101～104	6,600	9,400		
105～108	6,700	9,600		
109～112	6,700	9,700		
113～116	6,800	9,800		
117～120	6,900	10,000		
121～124	6,900	10,100		
125～128	7,000	10,200		
129～132	7,100	10,200		
133～136	7,200	10,300		
137～140	7,200	10,400		
141～144	7,300	10,400		
145～148	7,400	10,400		
149～153	7,500			

(2) 教育職本給表 (三) の適用を受ける者

(単位：円)

号給\級	1級	2級	3級	4級
1～4	2,900	3,100	6,200	9,900
5～8	3,000	3,300	6,400	10,100
9～12	3,100	3,500	6,700	10,400
13～16	3,200	3,600	7,100	10,600
17～20	3,400	3,800	7,400	10,800
21～24	3,600	4,100	7,600	11,000
25～28	3,800	4,200	7,900	11,200
29～32	3,900	4,400	8,100	11,300
33～36	4,100	4,600	8,300	11,500
37～40	4,300	4,800	8,600	11,700
41～44	4,500	5,100	8,700	
45～48	4,600	5,400	9,000	
49～52	4,800	5,600	9,200	
53～56	4,900	6,000	9,400	
57～60	5,100	6,300	9,700	
61～64	5,300	6,500	9,900	
65～68	5,400	6,900	10,100	
69～72	5,600	7,200	10,200	

73～76	5,700	7,500	10,400	
77～80	5,900	7,700	10,600	
81～84	6,000	7,900	10,700	
85～88	6,100	8,100	10,800	
89～92	6,300	8,300	10,900	
93～96	6,400	8,500	11,100	
97～100	6,500	8,700		
101～104	6,600	8,900		
105～108	6,700	9,100		
109～112	6,700	9,300		
113～116	6,800	9,400		
117～120	6,900	9,600		
121～124	6,900	9,700		
125～128	7,000	9,800		
129～132		10,000		
133～136		10,100		
137～144		10,200		
145～148		10,300		
149～157		10,400		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。
(平成 28 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成 28 年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 85」とあるのは、「100 分の 90」と、「100 分の 105」とあるのは、「100 分の 110」と、「100 分の 40」とあるのは、「100 分の 42.5」とする。
- 3 平成 28 年 12 月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	150%	125%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	128.5%	103%

勤務成績が良好な職員	107%	87%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	98%	78.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	81%	67%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	57.5%	55%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	34%	43%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	47.5%
勤務成績が良好な職員	41%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	37.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	34.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	29%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	22.5%

(一時金の支給)

- この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 28 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成 28 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 前項の規定については、平成 29 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
- 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 12 条第 1 項ただし書及び第 7 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 12 条第 3 項及び第 5 項が

ら第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）なお、事実が生じた日については、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得るべきこととなった日（郵便等の通知の場合は、同居の家族が当該郵便等の通知を受領した日。ただし、単に金額が確定していない等通知をあらかじめ受領することを了知している場合及び手続き等の遅れによって遡及して支給される場合を除く。）とする。(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有する

に至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級の者（以下「教（一）5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶

養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第12条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、第12条第3項及び第5項から第7項の規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級」とあるのは「一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上」と、「教（一）5級職員等」とあるのは「般（一）8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び般（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、般（一）9級以上職員から般（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で

前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、般（一）9級以上職員以外の職員から般（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が般（一）9級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（般（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「教（一）5級職員等が教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員」とあるのは「般（一）8級以上職員等が般（一）8級以上職員等」と、同項第6号中「教（一）5級職員等及び般（一）9級以上職員」とあるのは「般（一）8級以上職員等」と、「が教（一）5級職員等」とあるのは「が般（一）8級以上職員等」とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

- 5 第33条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行日の前日に、就業規則第12条第1項第1号により休職とされた職員及び特定病気休暇中である職員（引き続き病気休職の期間を含む）の引き続きその期間については、適用しない。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条、第18条の2及び第21条の改正規定は平成29年10月6日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規程は平成29年10月6日から適用する。
（平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについて）
- 2 平成29年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」と、「100分の110」とあるのは、「100分の115」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。
- 3 平成29年12月月に支給する勤勉手当の成績率は、別表10（1）の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員

勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	7%	15	5%	132.
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	5%	134.	9%	10
勤務成績が良好な職員	2%	11	2%	9
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	5%	102.	3%	8
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	5%	84.	1%	7
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	0%	6	5%	58.
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	5%	35.	5%	45.

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	50.5%
勤務成績が良好な職員	43.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	40%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	36.5%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	30.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	24%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成29年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成29年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

- 5 前項の規定については、平成30年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
(平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 2 平成30年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の92.5」とあるのは、「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは、「100分の115」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。
- 3 平成30年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	157%	132.5%
勤務成績が優秀な職員(勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	134.5%	109%
勤務成績が良好な職員	112%	92%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	102.5%	83%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	84.5%	71%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	60%	58.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35.5%	45.5%

イ 再雇用職員

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	53.5%
勤務成績が良好な職員	46%

就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	42. 5%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	38. 5%
就業規則第 72 条第 2 項 2 号の規定による減給処分を受けた職員	32. 5%
就業規則第 72 条第 2 項 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	25. 5%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 30 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間において旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、平成 30 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 5 前項の規定については、平成 31 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(住居手当に関する経過措置)
- 2 第 15 条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の改正前の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っている職員（本学から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 15 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額（以下「旧手当額」という。））から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
(1) 改正後の第 15 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第 15 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

(令和元年 12 月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 3 令和元年 12 月期の勤勉手当の取扱いについては、第 31 条第 3 項中「100 分の 95」とあるのは、「100 分の 97.5」と、「100 分の 115」とあるのは、「100 分の 117.5」とする。
- 4 令和元年 12 月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表 10 (1) アの表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部 職員	その他の 職員
勤務成績が特に優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。）	160.5%	136%
勤務成績が優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。）	137.5%	112%
勤務成績が良好な職員	114.5%	94.5%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	100%	81%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	82.5%	69%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	59%	56.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	35%	44%

(一時金の支給)

- 5 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、平成 31 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に第 15 条の改正を除く新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、令和元年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 2 項の定めによるものとする。
- 6 前項の規定については、令和 2 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

(令和2年12月期の期末手当の取扱いについて)

- 2 令和2年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和4年6月期の期末手当の取扱いについては、学校教育学類附属の幼稚園に勤務する教育職本給表(三)適用教員にあつては、第30条第2項表中「100分の120」とあるのは、「100分の127.5」とする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

(令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについて)

- 2 令和4年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の100」とあるのは、「100分の105」と、「100分の120」とあるのは、「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは、「100分の50」とする。
- 3 令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。
 - ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割 合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 4 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程(以下「旧規程」という。)の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和4年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間(以下「対象期間」という。)に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧

規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の勤勉手当の成績率にあつては、令和4年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前2項の定めによるものとする。

- 5 前項の規定については、令和5年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行し、令和5年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月1日から施行する。
(令和5年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 2 令和5年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表12月1日の項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」と、「100分の68.75」とあるのは、「100分の70」とする。
(令和5年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 3 令和5年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは、「100分の125」と、「100分の48.75」とあるのは、「100分の50」とする。
- 4 令和5年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員以外の職員

区 分	割 合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	169.5%	145.5%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	145%	119.5%
勤務成績が良好な職員	121%	101%

就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	50%	49.5%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	39%

イ 再雇用職員

区 分	割 合
	12 月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が 100%未満の者を除く。)	56%
勤務成績が良好な職員	48%
就業規則第 73 条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第 72 条第 2 項第 1 号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第 72 条第 2 項第 2 号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第 72 条第 2 項第 3 号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和 5 年 4 月 1 日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあつては、令和 5 年 6 月期については旧規程の定めによるものとし、12 月期については前 3 項の定めによるものとする。
- 前項の規定については、令和 6 年 3 月 1 日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 当分の間、職員(教授, 准教授, 講師, 助教, 助手, 校長及び園長を除く。)に対する次の各号に掲げる給与の額は、当該職員が 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員に適用される給与の額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50

円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 本給月額
- (2) 管理職手当
- (3) 高度技術手当
- (4) 管理職特別勤務手当
- (5) 本給の調整額
- (6) 義務教育等教員特別手当

- 3 前項第1号に掲げる本給月額については、職員が60歳に達した日以後における最初の3月31日において、人事院規則9-8(初任給,昇格,昇給等の基準)その他関係通知等を準用し再計算した場合に得られる本給月額とする。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年3月1日から施行する。
(就業規則第9条の2の適用を受ける職員の取扱いについて)
- 2 就業規則第9条の2の適用を受ける職員に対する給与のうち、当該者に適用される本給月額については、改正後の別表第1を適用し再計算する。
(令和6年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 3 令和6年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表12月1日の項中「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは、「100分の107.5」と、「100分の70」とあるのは、「100分の71.25」とする。
(令和6年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 4 令和6年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の105」とあるのは、「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは、「100分の127.5」と、「100分の50」とあるのは、「100分の51.25」とする。
- 5 令和6年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

ア 再雇用職員等以外の職員

区 分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員

勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	173%	149%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	148%	122.5%
勤務成績が良好な職員	123.5%	103.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	50%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	40%

イ 再雇用職員等

区 分	割 合
	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	52.75%
勤務成績が良好な職員	49.25%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 6 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和6年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額（就業規則第9条の2の適用を受ける職員に対する給与のうち、当該者に適用される本給月額については、改正後の別表第1を適用したものとみなし再計算した額とする。）と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあっては、令和6年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前3項の定めによるものとする。
- 7 前項の規定については、令和7年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続いて他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、別表第1に掲げる本給表の適用を受けていた職員のうち、同日においてその者が属していた職務の級が、次に定める級であったものの切替日における号給については、別に定める。

一般職（一） 3級から8級まで

一般職（二） 1級及び3級から5級まで

教育職（一） 3級から5級まで

教育職（二） 3級及び4級

教育職（三） 3級及び4級

医療職（一） 3級から8級まで

医療職（二） 3級から7級まで

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 3 切替日から令和8年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級のものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(切替日前に異動のあった職員の地域手当に関する経過措置)

- 4 切替日の前日までに改正前の第14条第3項に規定する異動のあった職員については、同項本文中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、同項第1号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「変更」とあるのは「変更又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項の人事院規則で定める級地の区分、同項の人事院規則で定める割合若しくは同項後段の人事院規則で定める級地の変更」と、同項中

「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

(3) 当該異動の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」とあるのは

「(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として、同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和8年3月1日から施行する。
(就業規則第9条の2の適用を受ける職員の取扱いについて)
- 2 就業規則第9条の2の適用を受ける職員に対する給与のうち、当該者に適用される本給月額について、改正後の別表第1を適用し再計算する
(令和7年12月期の期末手当の取扱いについて)
- 3 令和7年12月期の期末手当の取扱いについては、第30条第2項表12月1日の項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは、「100分の107.5」と、「100分の71.25」とあるのは、「100分の72.5」とする。
(令和7年12月期の勤勉手当の取扱いについて)
- 4 令和7年12月期の勤勉手当の取扱いについては、第31条第3項中「100分の106.25」とあるのは、「100分の107.5」と、「100分の126.25」とあるのは、「100分の127.5」と、「100分の51.25」とあるのは、「100分の52.5」とする。
- 5 令和7年12月期に支給する勤勉手当の成績率は、別表10(1)の表を次の表とする。

表ア 再雇用職員等以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	173%	149%
勤務成績が優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	148%	122.5%
勤務成績が良好な職員	123.5%	103.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	50%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	40%

表イ 再雇用職員等

区分	割合
	12月期
勤務成績が優秀な職員（勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。）	54%

く。)	
勤務成績が良好な職員	50.5%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%

(一時金の支給)

- 6 この規程による改正前の国立大学法人金沢大学職員給与規程（以下「旧規程」という。）の適用を受けた職員で、引き続き新規程の適用を受けるものについては、令和7年4月1日以降において旧規程の適用を受けた期間（以下「対象期間」という。）に新規程を適用したものとみなした場合に支給されることとなる給与の額と対象期間に旧規程により支給された給与の額の差額に相当する額を一時金として支給する。ただし、新規程を適用したものとみなす場合の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率にあつては、令和7年6月期については旧規程の定めによるものとし、12月期については前3項の定めによるものとする。
- 7 前項の規定については、令和8年3月1日前に退職した者のうち、学長の要請に応じ、引き続き他の国立大学法人等又は国家公務員等の職員となるための退職である者を含む。

別表第1(第5条関係)

本給表

[別紙参照]

別表第2(第6条関係)

初任給基準表

[別紙参照]

別表第3(削除)

[別紙参照]

別表第4(第9条関係)

昇給号給数表

[別紙参照]

別表第 5(第 13 条関係)

管理職手当額表

[別紙参照]

別表第 6(第 24 条関係)

適用区分表及び調整基本額表

[別紙参照]

別表第 7(第 25 条関係)

初任給調整手当

[別紙参照]

別表第 8(第 26 条関係)

義務教育等教員特別手当

[別紙参照]

別表第 9(第 30 条関係)

期末手当

[別紙参照]

別表第 10(第 31 条関係)

勤勉手当

[別紙参照]

本給表

(1) 一般職本給表

イ 一般職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				

49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						

101		310,100	361,100							
102		310,400	361,500							
103		310,700	361,900							
104		311,000	362,300							
105		311,200	362,800							
106		311,500	363,200							
107		311,800	363,500							
108		312,100	363,800							
109		312,300	364,200							
110		312,600								
111		313,000								
112		313,300								
113		313,500								
114		313,700								
115		314,000								
116		314,400								
117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
再雇用職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

ロ 一般職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800

23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	

75	253,400	271,500	302,700	328,400
76	253,600	271,700	303,100	328,700
77	253,800	271,900	303,500	329,000
78	254,100	272,200	303,900	329,300
79	254,400	272,500	304,300	329,600
80	254,600	272,700	304,700	329,800
81	254,800	272,900	305,000	330,000
82	255,100	273,200	305,500	330,300
83	255,300	273,500	305,900	330,600
84	255,600	273,700	306,400	330,800
85	255,800	273,900	306,700	331,000
86	256,000	274,100	307,200	331,200
87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	

127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			
再雇用職員	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 自動車運転手、調理師、動物飼育員、実験助手、作業員及び看護助手の業務に従事する者に適用する。

(2) 教育職本給表

イ 教育職本給表(一)その1

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,200	315,900	385,400	429,900	
22	270,500	318,300	386,600	431,000	
23	271,900	320,700	387,800	432,100	
24	273,200	322,900	388,900	433,200	
25	274,700	325,100	390,000	434,100	
26	276,300	327,100	391,300	435,200	
27	277,900	329,100	392,600	436,200	
28	279,500	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	

36	291,500	346,300	403,600	445,800
37	292,500	348,000	404,600	446,500
38	293,500	349,200	405,800	447,400
39	294,500	350,300	406,900	448,300
40	295,500	351,300	407,900	449,100
41	296,400	351,800	409,000	449,900
42	297,500	352,200	410,200	450,800
43	298,600	352,600	411,300	451,600
44	299,500	352,900	412,400	452,300
45	300,400	353,400	413,300	453,000
46	301,400	353,900	414,300	453,900
47	302,300	354,400	415,300	454,800
48	303,200	354,700	416,200	455,700
49	304,100	355,000	417,400	456,600
50	304,500	355,300	418,700	457,500
51	304,900	355,600	420,100	458,500
52	305,300	355,900	421,400	459,400
53	305,700	356,300	422,200	460,400
54	306,100	356,600	423,200	461,400
55	306,400	357,000	424,200	462,300
56	306,700	357,300	425,300	463,300
57	307,100	357,600	426,200	464,200
58	307,500	358,000	426,900	465,100
59	308,000	358,300	427,700	466,000
60	308,300	358,700	428,400	467,000
61	308,600	359,000	429,100	467,800
62	308,900	359,300	429,900	468,200
63	309,200	359,700	430,700	468,800
64	309,600	360,000	431,300	469,400
65	310,000	360,300	431,900	470,100
66	310,300	360,700	432,400	470,800
67	310,700	361,000	432,800	471,100
68	311,000	361,400	433,200	471,700
69	311,400	361,800	433,500	472,100
70	311,700	362,100	433,800	472,500
71	312,100	362,500	434,100	472,800
72	312,500	362,900	434,500	473,100
73	312,800	363,200	434,800	473,400
74	313,100	363,600	435,100	473,700
75	313,500	364,000	435,500	474,000
76	313,800	364,400	435,900	474,300
77	314,100	364,700	436,200	474,600
78	314,400	365,100	436,500	475,000
79	314,800	365,500	436,900	475,300
80	315,100	366,000	437,200	475,600
81	315,400	366,500	437,500	475,900
82	315,700	367,100	437,900	476,300
83	316,000	367,800	438,200	476,600
84	316,400	368,400	438,500	476,900
85	316,700	369,000	438,800	477,200
86	317,100	369,600	439,100	
87	317,500	370,200	439,300	

88	317,900	370,800	439,600	
89	318,200	371,300	439,900	
90	318,500	371,700	440,200	
91	318,800	372,000	440,400	
92	319,200	372,400	440,700	
93	319,600	372,800	441,000	
94	320,000	373,200	441,300	
95	320,400	373,600	441,600	
96	320,800	374,000	441,900	
97	321,200	374,600	442,200	
98	321,700	375,100	442,500	
99	322,200	375,500	442,800	
100	322,800	376,000	443,100	
101	323,100	376,400	443,400	
102	323,400	376,900	443,700	
103	323,600	377,200	444,000	
104	323,900	377,500	444,300	
105	324,200	378,000	444,500	
106	324,500	378,400		
107	324,800	378,900		
108	325,000	379,400		
109	325,300	379,800		
110	325,600	380,300		
111	325,900	380,700		
112	326,300	381,100		
113	326,600	381,500		
114	326,900	381,900		
115	327,200	382,300		
116	327,500	382,700		
117	327,700	383,100		
118	328,000	383,500		
119	328,400	383,900		
120	328,800	384,300		
121	329,000	384,600		
122	329,300	385,000		
123	329,600	385,400		
124	330,000	385,700		
125	330,200	386,100		
126	330,400	386,600		
127	330,700	387,100		
128	331,000	387,500		
129	331,200	387,900		
130	331,500	388,400		
131	331,900	388,900		
132	332,100	389,400		
133	332,300	389,900		
134	332,600	390,400		
135	332,900	390,900		
136	333,100	391,400		
137	333,300	391,900		
138	333,500	392,400		
139	333,700	392,900		

140	334,000	393,400			
141	334,400	393,900			
142	334,700				
143	335,000				
144	335,300				
145	335,700				
146	336,000				
147	336,200				
148	336,500				
149	336,800				
150	337,100				
151	337,400				
152	337,600				
153	337,900				
154	338,200				
155	338,500				
156	338,800				
157	339,000				
再雇用職員	248,900	298,500	309,800	332,500	419,500

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

イ 教育職本給表(一)その2

号給	本給月額	大学卒業後の経験年数
1	329,000	0年以上～2年未満
2	370,000	2年以上～7年未満
3	410,000	7年以上～12年未満
4	447,000	12年以上～19年未満
5	483,000	19年以上～26年未満
6	520,000	26年以上～32年未満
7	545,000	32年以上

備考 外国人研究員に適用する。

大学卒業後の経験年数の算出については、別に定める。

ロ 教育職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級
1	212,900	259,800	389,400	464,700
2	215,300	261,200	390,900	466,500
3	217,600	262,600	392,300	468,300
4	219,900	264,000	393,700	470,100
5	222,100	265,400	395,100	471,800
6	224,400	266,600	396,500	473,500
7	226,600	267,800	398,000	475,400
8	228,800	269,000	399,400	477,200
9	231,000	270,300	400,700	478,900
10	233,200	271,400	402,100	480,500
11	235,400	272,500	403,600	482,100
12	237,600	273,700	405,100	483,600
13	239,800	275,000	406,400	485,100
14	241,900	276,700	407,900	486,400
15	244,000	278,400	409,400	487,800
16	246,100	280,100	410,900	489,100

17	248,200	281,800	412,300	490,300
18	250,000	283,800	413,900	490,900
19	251,700	286,000	415,500	491,500
20	253,400	288,200	417,000	492,200
21	255,100	290,400	418,200	492,800
22	256,400	292,600	419,600	
23	257,700	294,800	421,000	
24	258,900	296,900	422,300	
25	260,100	298,900	423,900	
26	261,300	300,800	425,300	
27	262,500	302,700	426,600	
28	263,700	304,500	428,000	
29	264,800	306,300	429,400	
30	265,800	308,200	430,700	
31	266,900	310,000	432,200	
32	267,900	311,700	433,700	
33	269,000	313,400	435,300	
34	270,100	315,200	436,700	
35	271,300	316,900	438,300	
36	272,600	318,500	439,800	
37	273,800	320,100	441,500	
38	274,900	321,800	443,000	
39	276,100	323,600	444,600	
40	277,200	325,300	446,200	
41	278,500	326,600	447,700	
42	279,500	328,500	449,200	
43	280,500	330,300	450,400	
44	281,400	332,000	451,600	
45	282,000	333,600	452,800	
46	282,800	335,500	454,100	
47	283,600	337,200	455,300	
48	284,400	338,900	456,500	
49	285,100	340,600	457,600	
50	285,900	342,300	458,800	
51	286,600	344,000	460,000	
52	287,400	345,700	461,200	
53	288,200	347,400	462,400	
54	289,000	348,700	463,600	
55	289,700	350,000	464,800	
56	290,500	351,300	466,000	
57	291,200	352,800	467,100	
58	291,800	354,400	467,700	
59	292,600	355,900	468,200	
60	293,400	357,500	468,700	
61	294,100	358,900	469,200	
62	294,700	360,500		
63	295,500	362,100		
64	296,100	363,500		
65	297,100	365,000		
66	297,900	366,600		
67	298,600	368,200		
68	299,300	369,700		

69	299,900	371,200	
70	300,600	372,800	
71	301,300	374,300	
72	302,000	375,800	
73	302,700	377,300	
74	303,400	378,900	
75	304,100	380,500	
76	304,600	382,000	
77	305,200	383,400	
78	305,800	384,800	
79	306,500	386,200	
80	307,100	387,500	
81	307,600	388,800	
82	308,200	390,200	
83	308,900	391,500	
84	309,600	392,800	
85	310,200	393,900	
86	311,000	395,300	
87	311,700	396,600	
88	312,300	397,900	
89	313,000	399,100	
90	313,800	400,400	
91	314,600	401,500	
92	315,400	402,700	
93	315,900	403,900	
94	316,700	405,000	
95	317,500	406,200	
96	318,300	407,400	
97	318,900	408,800	
98	319,600	409,800	
99	320,400	410,800	
100	321,100	411,800	
101	321,900	412,700	
102	322,700	413,700	
103	323,600	414,800	
104	324,400	415,900	
105	325,000	416,600	
106	325,800	417,500	
107	326,600	418,400	
108	327,400	419,300	
109	328,100	420,100	
110	328,500	420,900	
111	328,800	421,700	
112	329,300	422,500	
113	329,800	423,100	
114	330,200	423,800	
115	330,600	424,500	
116	331,000	425,200	
117	331,500	425,800	
118	332,000	426,300	
119	332,400	426,600	
120	332,900	426,900	

121	333,400	427,200		
122	333,800	427,500		
123	334,200	427,800		
124	334,700	428,000		
125	335,200	428,200		
126	335,500	428,500		
127	335,800	428,800		
128	336,100	429,000		
129	336,300	429,200		
130	336,600	429,500		
131	336,900	429,800		
132	337,100	430,000		
133	337,300	430,200		
134	337,500	430,500		
135	337,700	430,800		
136	338,000	431,000		
137	338,300	431,200		
138	338,500	431,500		
139	338,800	431,800		
140	339,100	432,000		
141	339,300	432,200		
142	339,500	432,500		
143	339,800	432,800		
144	340,000	433,000		
145	340,300	433,200		
146	340,500			
147	340,800			
148	341,100			
149	341,300			
150	341,500			
151	341,800			
152	342,100			
153	342,300			
再雇用職員	247,200	288,900	348,200	436,000

備考

- (1) 学校教育学類附属の高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職本給表(三)

号給	1級	2級	3級	4級
1	212,900	234,000	361,900	448,100
2	215,300	236,400	363,400	449,400
3	217,600	238,800	364,900	450,600
4	219,900	241,300	366,300	451,900
5	222,100	243,700	367,700	453,000
6	224,400	246,100	369,000	454,100
7	226,600	248,500	370,300	455,300
8	228,800	251,000	371,700	456,500
9	231,000	253,400	373,100	457,800
10	233,200	255,000	374,400	459,000
11	235,400	256,600	375,700	460,100
12	237,600	258,200	376,900	461,200

13	239,800	259,800	378,100	462,400
14	241,900	261,200	379,400	463,200
15	244,000	262,600	380,600	464,000
16	246,100	264,000	381,800	464,900
17	248,200	265,400	382,800	465,800
18	250,000	266,600	384,000	466,200
19	251,700	267,800	385,200	466,700
20	253,400	269,000	386,300	467,200
21	255,100	270,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	388,500	
23	257,700	272,500	389,700	
24	258,900	273,700	390,800	
25	260,100	275,000	391,800	
26	261,200	276,700	393,000	
27	262,300	278,400	394,100	
28	263,400	280,100	395,200	
29	264,600	281,800	396,300	
30	265,700	283,800	397,500	
31	266,800	286,000	398,700	
32	267,800	288,200	399,800	
33	268,900	290,400	400,800	
34	269,900	292,600	401,900	
35	270,900	294,800	403,100	
36	272,000	296,900	404,300	
37	273,200	298,900	405,500	
38	274,100	300,800	406,800	
39	275,100	302,700	407,900	
40	276,200	304,500	409,100	
41	277,400	306,300	410,200	
42	278,500	308,200	411,500	
43	279,600	310,000	412,500	
44	280,700	311,700	413,600	
45	281,600	313,400	414,800	
46	282,400	315,200	416,000	
47	283,200	316,900	417,200	
48	284,000	318,500	418,400	
49	284,600	320,100	419,500	
50	285,400	321,800	420,500	
51	286,100	323,600	421,800	
52	286,800	325,300	423,000	
53	287,600	326,600	424,200	
54	288,400	328,500	425,300	
55	289,000	330,300	426,400	
56	289,700	332,000	427,500	
57	290,400	333,600	428,500	
58	291,200	335,500	429,700	
59	292,000	337,200	430,900	
60	292,600	338,900	432,100	
61	293,200	340,600	432,700	
62	293,900	342,300	433,500	
63	294,600	344,000	434,200	
64	295,100	345,700	434,700	

65	295,800	347,400	435,000
66	296,500	348,700	435,300
67	297,100	350,000	435,700
68	297,700	351,300	436,100
69	298,400	352,800	436,400
70	299,100	354,300	436,800
71	299,700	355,800	437,100
72	300,400	357,300	437,400
73	300,900	358,600	437,700
74	301,500	360,100	438,000
75	302,200	361,600	438,300
76	302,700	363,000	438,600
77	303,300	364,400	438,800
78	303,900	365,900	439,100
79	304,500	367,400	439,400
80	305,100	368,900	439,600
81	305,600	370,200	439,800
82	306,100	371,500	
83	306,700	372,800	
84	307,300	374,000	
85	307,700	375,200	
86	308,100	376,400	
87	308,600	377,500	
88	309,100	378,600	
89	309,500	379,600	
90	310,000	380,700	
91	310,400	381,800	
92	310,900	382,900	
93	311,200	384,000	
94	311,700	385,100	
95	312,200	386,100	
96	312,600	387,200	
97	312,900	388,200	
98	313,300	389,200	
99	313,700	390,100	
100	314,100	391,000	
101	314,500	391,800	
102	314,800	392,800	
103	315,100	393,600	
104	315,400	394,500	
105	315,600	395,300	
106	315,900	396,200	
107	316,200	397,100	
108	316,400	398,000	
109	316,600	398,800	
110	316,800	399,800	
111	317,100	400,700	
112	317,400	401,600	
113	317,600	402,200	
114	317,800	403,100	
115	318,000	404,000	
116	318,300	404,900	

117	318,600	405,700		
118	318,800	406,400		
119	319,100	407,200		
120	319,400	408,000		
121	319,600	408,600		
122	319,800	409,300		
123	320,000	410,000		
124	320,300	410,600		
125	320,600	411,200		
126		411,900		
127		412,400		
128		413,000		
129		413,600		
130		414,200		
131		414,700		
132		415,200		
133		415,500		
134		415,800		
135		416,000		
136		416,300		
137		416,600		
138		416,900		
139		417,200		
140		417,500		
141		417,800		
142		418,100		
143		418,400		
144		418,700		
145		418,900		
146		419,200		
147		419,500		
148		419,700		
149		419,900		
150		420,200		
151		420,500		
152		420,700		
153		420,900		
154		421,200		
155		421,500		
156		421,700		
157		421,900		
再雇用職員	238,400	285,800	341,600	425,600

備考

- (1) 学校教育学類附属の幼稚園、小学校及び中学校に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭及び養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(3) 医療職本給表

イ 医療職本給表(一)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900

4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300		
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600		
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800		
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100		
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400		
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700		
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900		
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100		
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400		
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700		
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900		
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800			
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500			

56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	338,100	359,700			
79	265,300	301,200	338,500	359,900			
80	265,500	301,500	339,000	360,200			
81	265,700	301,800	339,500	360,700			
82	266,000	302,000	339,800	361,000			
83	266,300	302,300	340,000	361,300			
84	266,500	302,600	340,300	361,600			
85	266,700	302,800	340,700	362,000			
86		303,000	341,100	362,300			
87		303,200	341,400	362,600			
88		303,400	341,700	362,900			
89		303,800	342,000	363,300			
90		304,000	342,200	363,600			
91		304,200	342,600	363,800			
92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				

108			347,200					
109			347,400					
再雇用職員	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600

備考 薬剤師, 栄養士, 診療放射線技師, 臨床検査技師, 衛生検査技師, 病理細菌技術職員, 臨床工学技士, 視能訓練士, 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 救急救命士及びその他医療技術職員に適用する。

□ 医療職本給表(二)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	

46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300	
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600	
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900	
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300	
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900		
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500		
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100		
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800		
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400		
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100		
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600		
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200		
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700		
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100		
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
86	295,800	322,600	360,600	379,900			
87	296,300	323,600	361,400	380,500			
88	296,800	324,600	362,200	381,000			
89	297,200	325,500	362,800	381,300			
90	297,700	326,500	363,400	381,800			
91	298,200	327,500	364,000	382,100			
92	298,700	328,500	364,600	382,400			
93	299,200	329,300	365,000	383,000			
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			

98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				
130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				

150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
再雇用職員	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 保健師, 助産師, 看護師及び准看護師に適用する。

別表第2(第6条関係)

初任給基準表

(1) 一般職本給表(一)初任給基準表

選考		学歴免許等	初任給
採用試験	国立大学法人等職員採用試験, 本学独自で行う採用試験又は国家公務員採用一般職試験(大卒)	博士修了	1級50号給
		修士修了	1級35号給
		大学卒	1級25号給
	国家公務員採用一般職試験(高卒)	高校卒	1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

備考「本学独自で行う採用試験」とは, 国立大学法人等職員採用試験と同等の選考過程により実施される試験とする。

(2) 一般職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級1号給

(3) 教育職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教 助手	博士課程修了(大学6卒後の4年の課程に限る。)	2級37号給
	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了	2級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学6卒	2級1号給
大学卒		

(4) 教育職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級31号給
主幹教諭	修士課程修了	2級13号給
養護教諭	大学卒	2級1号給
栄養教諭	短大卒	1級9号給

(5) 教育職本給表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭	博士課程修了	2級43号給
主幹教諭	修士課程修了	2級25号給
養護教諭	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

(6) 医療職本給表(一)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
臨床検査技師	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
臨床工学技士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
言語聴覚士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校4卒	1級7号給
歯科技工士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
救急救命士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
その他	高校卒	1級1号給

(7) 医療職本給表(二)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助産師	大学卒	2級11号給
保健師	短大3卒	2級5号給
	短大3卒	2級5号給
看護師	短大2卒	2級1号給
	短大2卒	2級1号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第4(第9条関係)

昇給号給数表

(1) 教育職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
職務の級が5級の職員	2	1	0	0	0
職務の級が4級以下の職員(55歳未満の者)	8	6	4	2	0
職務の級が4級以下の職員(55歳以上60歳未満の者)	4	3	2	1	0
職務の級が4級以下の職員(60歳以上の者)	2	1	0	0	0

備考 表中の「55歳未満」及び「60歳未満」とは、当該年齢の誕生日が昇給日後のものを、「55歳以上」及び「60歳以上」とは、当該年齢の誕生日が昇給日以前のものをいう。(以下の(2)から(4)の年齢において準用する。)

(2) 教育職本給表(一)以外(一般職本給表(一)及び一般職本給表(二)を除く。)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
55歳未満の者	8	6	4(医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3)	2	0
55歳以上57歳未満の職員	4	3	2	1	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

(3) 一般職本給表(一)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
職務の級が8級以上の職員	2	1	0	0	0
職務の級が7級以下の職員(55歳未満の者)	8	6	4	2	0
職務の級が7級以下の職員(55歳以上57歳未満の者)	4	3	2	1	0
職務の級が7級以下の職員(57歳以上の者)	2	1	0	0	0

(4) 一般職本給表(二)

昇給区分	A(勤務成績が極めて良好な職員)	B(勤務成績が特に良好な職員)	C(勤務成績が良好な職員)	D(勤務成績がやや良好でない職員)	E(勤務成績が良好でない職員)
57歳未満の職員	8	6	4	2	0
57歳以上の職員	2	1	0	0	0

別表第5(第13条関係)

管理職手当額表

職務区分	本給表	金額(円)	備考
I種	般(一)	94,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 79,800円とする。
	教(一)	107,000	
	医(二)	88,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 75,800円とする。
II種	般(一)	73,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 56,200円とする。
	教(一)	94,000	
	教(二)	74,000	
	教(三)	71,000	
	医(一)	69,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 51,000円とする。
	医(二)	69,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 51,000円とする。
III種	般(一)	62,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 56,200円とする。
	教(一)	80,000	
	教(二)	68,000	
	教(三)	65,000	
	医(二)	59,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 44,200円とする。
IV種	般(一)	50,000	ただし, 再雇用職員等にあつては, 36,900円とする。
	教(一)	60,000	
	教(二)	57,000	
		33,000	教職調整額受給者
	教(三)	54,000	
		33,000	教職調整額受給者
V種	教(一)	50,000	
VI種	教(一)	40,000	
VII種	教(一)	30,000	

別表第6(第24条関係)

適用区分表及び調整基本額表

(1) 適用区分表

職員区分	調整数
① 教授, 准教授, 講師(常勤の者に限る。)又は助教で大学院担当を命じられた者(以下「大学院担当教員」という。)のうち, 大学院研究科の博士課程後期を担当する者で主任として学生(医学を履修する4年の博士課程にあつては5人以上, それ以外にあつては4人以上)に対する研究指導に従事するもの	3
② 大学院担当教員のうち, 主任として学生に対する研究指導に従事する者(前号に掲げる者を除く。)	2
③ 大学院担当教員のうち, 大学院研究科において, 講義, 演習, 実験・実習を年度を通じて併せて2単位以上担当する者	1
④ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教	1
⑤ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者(附属病院の職員を除く。)	1
⑥ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを主たる職務内容とする職員(附属病院の職員及び教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑦ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(教育職本給表(一)適用職員を除く。)	1
⑧ 特別支援学校に勤務する主幹教諭, 教諭及び養護教諭(授業を担当し, 幼児, 児童又は生徒に直接接することを常態とする教頭を含む。)	1
⑨ 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら収容する病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手(一般職(二)本給表適用者に限る。)	3
⑩ 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。), 副看護師長, 看護師, 准看護師及び看護助手(医療職(二)本給表適用者に限る。)	2
⑪ 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	2
⑫ 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし, 入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及びその助手	2
⑬ 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその業務補助を行うことを常例とする診療放射線技術者助手	2
⑭ 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長, 副看護師長, 看護師, 准看護師, 助産師及び看護助手	1
⑮ 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	1
⑯ 受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあつては, 診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命じられ, かつ, 現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員	1
⑰ 患者の環境調査, 患者及び家族の医療, 身上相談等を行うことを常態とする医療ソーシャルワーカー	1
⑱ 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	2

(2) 調整基本額表

イ 一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円
10級	15,900円

ロ 一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円
4級	8,700円
5級	9,600円

ハ 教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	10,500円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

ニ 教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,100円

ホ 教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,800円
4級	12,700円

ヘ 医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円

4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円
8級	13,800円

ト 医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円
7級	12,500円

別表第7(第25条関係)
初任給調整手当

期間の区分	金額
1年未満	52,100円
1年以上2年未満	52,100円
2年以上3年未満	52,100円
3年以上4年未満	52,100円
4年以上5年未満	52,100円
5年以上6年未満	52,100円
6年以上7年未満	50,300円
7年以上8年未満	48,500円
8年以上9年未満	46,700円
9年以上10年未満	44,900円
10年以上11年未満	43,100円
11年以上12年未満	41,300円
12年以上13年未満	39,500円
13年以上14年未満	37,700円
14年以上15年未満	36,300円
15年以上16年未満	34,900円
16年以上17年未満	33,500円
17年以上18年未満	32,100円
18年以上19年未満	30,700円
19年以上20年未満	29,300円
20年以上21年未満	27,900円
21年以上22年未満	27,300円
22年以上23年未満	26,700円
23年以上24年未満	25,700円
24年以上25年未満	25,100円
25年以上26年未満	24,500円
26年以上27年未満	23,900円
27年以上28年未満	23,300円
28年以上29年未満	22,500円
29年以上30年未満	22,200円
30年以上31年未満	21,800円
31年以上32年未満	21,200円
32年以上33年未満	20,300円
33年以上34年未満	19,400円
34年以上35年未満	18,700円

別表第8(第26条関係)

義務教育等教員特別手当

(1) 教育職本給表(二)の適用を受ける者

(単位:円)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000	2,500	5,100	6,800
5～8	2,000	2,600	5,200	6,900
9～12	2,100	2,800	5,400	7,100
13～16	2,200	2,900	5,500	7,200
17～20	2,300	3,000	5,700	7,400
21～24	2,400	3,200	5,900	7,500
25～28	2,600	3,300	6,000	7,600
29～32	2,700	3,500	6,100	7,700
33～36	2,800	3,700	6,300	7,900
37～40	2,900	3,800	6,400	8,000
41～44	3,100	4,100	6,600	
45～48	3,200	4,300	6,800	
49～52	3,300	4,500	6,900	
53～56	3,400	4,800	7,000	
57～60	3,500	4,900	7,100	
61～64	3,600	5,100	7,200	
65～68	3,700	5,300	7,300	
69～72	3,800	5,400	7,400	
73～76	3,900	5,500	7,500	
77～80	4,000	5,600	7,500	
81～84	4,100	5,800		
85～88	4,100	5,900		
89～92	4,200	6,100		
93～96	4,300	6,200		
97～100	4,400	6,300		
101～104	4,400	6,400		
105～108	4,500	6,500		
109～112	4,500	6,600		
113～116	4,600	6,700		
117～120	4,700	6,800		
121～124	4,700	6,900		
125～128	4,800	6,900		
129～132	4,900	6,900		
133～136	4,900	7,000		
137～140	4,900	7,100		
141～144	5,000	7,100		
145～148	5,100	7,100		
149～153	5,100			

(2) 教育職本給表(三)の適用を受ける者
(単位:円)

級 号給	1級	2級	3級	4級
1～4	2,000	2,100	4,200	6,800
5～8	2,000	2,300	4,400	6,900
9～12	2,100	2,400	4,500	7,100
13～16	2,200	2,500	4,900	7,200
17～20	2,300	2,600	5,100	7,400
21～24	2,400	2,800	5,200	7,500
25～28	2,600	2,900	5,400	7,600
29～32	2,700	3,000	5,500	7,700
33～36	2,800	3,200	5,700	7,900
37～40	2,900	3,300	5,900	8,000
41～44	3,100	3,500	6,000	
45～48	3,200	3,700	6,100	
49～52	3,300	3,800	6,300	
53～56	3,400	4,100	6,400	
57～60	3,500	4,300	6,600	
61～64	3,600	4,500	6,800	
65～68	3,700	4,800	6,900	
69～72	3,800	4,900	7,000	
73～76	3,900	5,100	7,100	
77～80	4,000	5,300	7,200	
81～84	4,100	5,400	7,300	
85～88	4,100	5,500	7,400	
89～92	4,200	5,600	7,500	
93～96	4,300	5,800	7,500	
97～100	4,400	5,900		
101～104	4,400	6,100		
105～108	4,500	6,200		
109～112	4,500	6,300		
113～116	4,600	6,400		
117～120	4,700	6,500		
121～124	4,700	6,600		
125～128	4,800	6,700		
129～132		6,800		
133～144		6,900		
145～148		7,000		
149～157		7,100		

別表第9(第30条関係)

期末手当

(1) 役職段階別加算

1) 一般職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
一般職(一)	10級・9級・8級の職員	100分の20
	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
一般職(二)	5級の職員	100分の10
	4級の職員	100分の5
	3級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

2) 教育職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
教育職(一)	5級の職員	100分の15(別に定める職員にあっては100分の20)
	4級の職員	100分の10(別に定める職員にあっては100分の15)
	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
教育職(二)	4級の職員	100分の15
教育職(三)	3級の職員	100分の10
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の10(別に定める職員に限る。) 100分の5

3) 医療職本給表適用者

本給表	職員	加算割合
医療職(一)	8級・7級・6級の職員	100分の15
	5級の職員	100分の10
	4級・3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5
医療職(二)	7級・6級の職員	100分の15
	5級・4級の職員	100分の10
	3級の職員	100分の5
	2級の職員(別に定める職員に限る。)	100分の5

(2) 管理職の地位にある職員の本給月額の前増率

1) 一般職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
一般職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

2) 教育職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
教育職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

3) 医療職本給表適用者

本給表	管理職手当の区分	加算割合
医療職(一)	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10
医療職(二)	管理職手当支給細則第2条の区分I種の職員	100分の15
	管理職手当支給細則第2条の区分II種の職員	100分の10

(3) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

別表第10(第31条関係)

勤勉手当

(1) 成績率

ア 再雇用職員等以外の職員

区分	割合	
	特定幹部職員	その他の職員
勤務成績が特に優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	171%	147%
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	146.5%	121%
勤務成績が良好な職員	122.25%	102.25%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	90%	70%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	70%	60%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	50%	50%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	30%	40%

イ 再雇用職員等

区分	割合	
	6月期	12月期
勤務成績が優秀な職員 (勤勉手当に係る勤務期間の期間率が100%未満の者を除く。)	52.75%	52.75%
勤務成績が良好な職員	49.25%	49.25%
就業規則第73条の規定による訓告又は嚴重注意を受けた職員	35%	35%
就業規則第72条第2項第1号の規定による譴責処分を受けた職員	30%	30%
就業規則第72条第2項第2号の規定による減給処分を受けた職員	25%	25%
就業規則第72条第2項第3号の規定による出勤停止処分を受けた職員	20%	20%

(2) 勤務期間別支給割合

勤務期間	支給割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	0